

対象規約	条項	主な変更点
シーサー ガード (法人)	第2条	規約変更の手続きを明確化。
	第3条第2項、第4 条第2項	当社に故意・重過失がある場合の損害責任を明記。
	第13条	再委託を行う場合の責任範囲を明記。
	第28条第2項	料金改定手続きを明確化。
	第37条第1項、2項	賠償額の上限設定に対し、故意・重過失時の例外規定を追加。
	第42条	反社会的勢力排除条項を明記。
シーサー ガード (個人)	第2条	規約変更の手続きを明確化。
	第28条第2項	料金改定手続きを明確化。
	第37条	賠償額の上限設定に対し、故意・重過失時の例外規定を追加。
	第42条	反社会的勢力排除条項を明記。